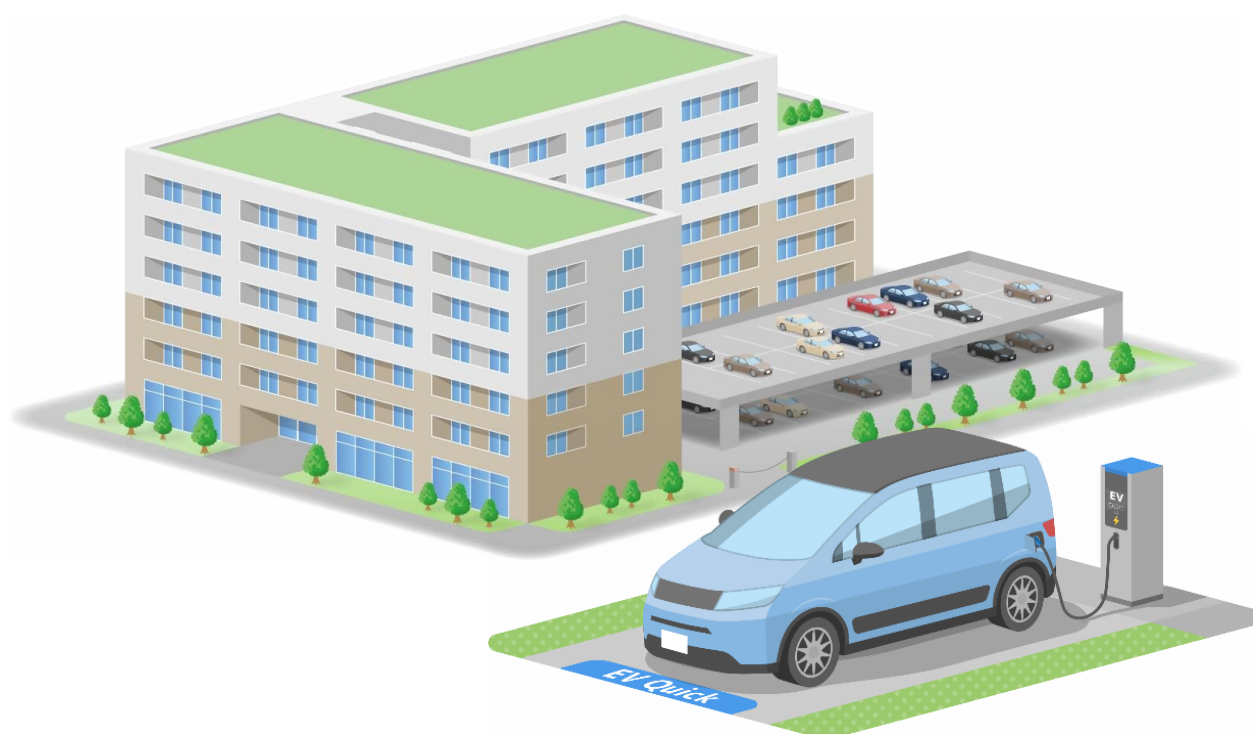


令和8年度 鎌ヶ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業 補助金交付申請の手引き

集合住宅用充電設備



申請期間

令和8年7月1日(水)から令和9年1月29日(金)午後5時まで
【郵送の場合】令和9年1月29日(金)必着

申請は受付順で、設備別予算額(補助予定件数)に達した時点で終了します

鎌ヶ谷市ホームページ▶暮らし・手続き▶住まい▶助成・申請・制度
▶令和8年度住宅用設備等脱炭素化促進事業



令和8年7月

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課

目次

1. 補助対象の要件	3
(1) 補助金額および補助対象経費について	3
(2) 補助対象となる方	3
(3) 設備ごとの要件	4
(4) 設備の導入をリースで行う場合の要件	4
2. 申請について	5
(1) 申請手続きの流れ	5
(2) 申請期間	5
(3) その他の注意事項	6
(4) 提出書類	7
3. Q&A	15
(1) 補助制度全般について	15
(2) 補助対象について	15
(3) 補助金の申請について	16
(4) リースについて	16
(5) その他	16
4. お問い合わせ	17

1. 補助対象の要件

(1) 補助金額および補助対象経費について

補助金額※ ¹			補助対象経費※ ²
住民のみ利用可能	国の補助金を併用する	国の補助金額※ ³ の1/3 (上限50万円×設備の基数(口数))	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセントおよび充電用コンセントスタンド本体の購入費※ ⁴
	国の補助金を併用しない	国の補助金額※ ³ を基準とし、その基準額の1/3 (上限50万円×設備の基数(口数))	
住民以外も利用可能	国の補助金額※ ³ の2/3 (上限100万円×設備の基数(口数))		

※1 算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとします。

※2 補助対象経費には、消費税・地方消費税相当額・国等の補助金の額を含めないものとします。

※3 国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の補助金額。

※4 設置工事に係る費用は補助対象外です。

(2) 補助対象となる方

次のいずれにも該当する方が申請できます。

- ・ 設備の設置費等を負担し、設備等を所有していること
(所有権留保付きローンで購入し、所有者が販売店またはファイナンス会社等である場合およびリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合を含む)
- ・ 設備を設置する市内のマンション等のマンション管理組合または所有者(市外在住でも可)であること
- ・ 鎌ヶ谷市に納付すべき税を滞納していないこと(リース事業者も含む)
- ・ 令和8年度(令和8年4月1日)以降に設置工事に着手し、完了していること
- ・ 過去に同一の補助対象設備で市補助金の交付を受けていないこと
- ・ 【住民以外も利用可能とする場合の補助を受けようとするとき】
国が実施する補助事業において、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けていること

(3) 設備ごとの要件

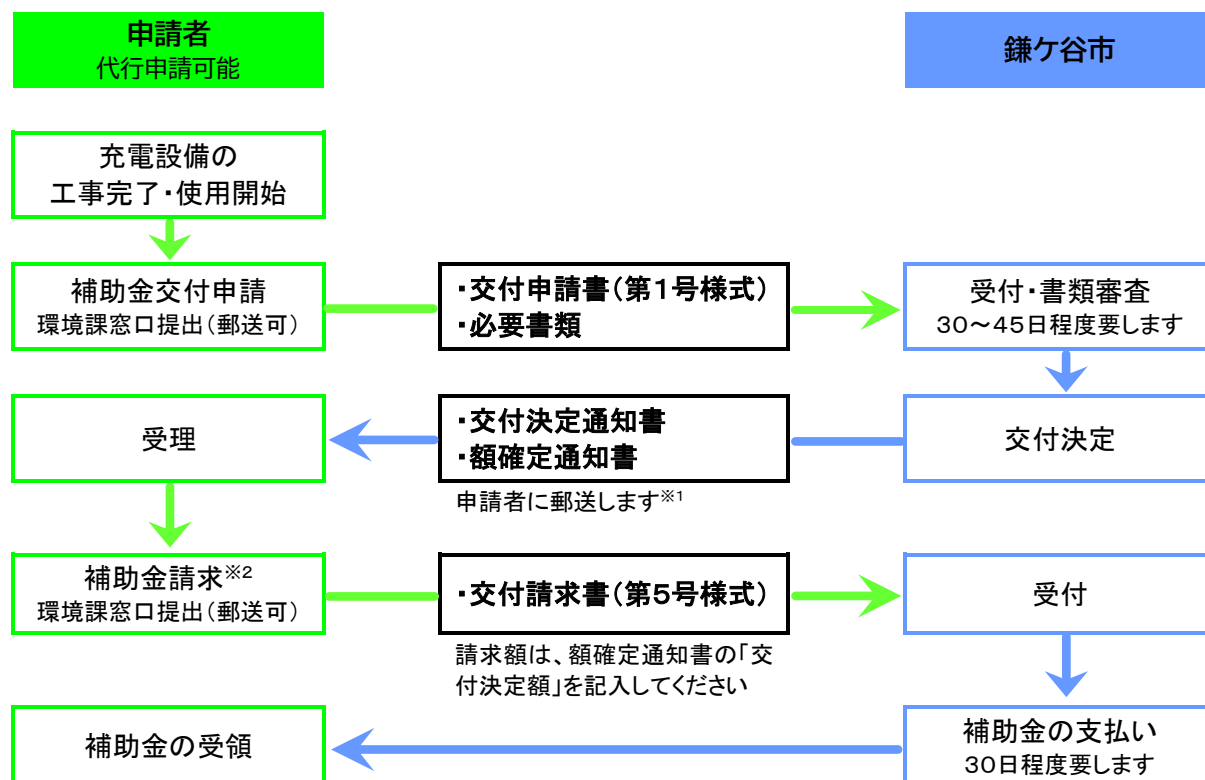
補助対象設備の要件
次のいずれにも該当するものであること ・ 未使用品(新品)であること ・ マンション管理組合が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和6年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置および電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの 普通充電設備 漏電遮断機能およびコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状または筒状の筐体
設備を導入する住宅の要件
・ 既存のマンション等であり、設備はマンション等に属する駐車場における充電設備として居住者が利用できるものであること ・ 【住民以外も利用可能な場合の補助を受けようとするとき】 申請日までに、設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること

(4) 設備の導入をリースで行う場合の要件

・ 設置者とリース事業者は連名で申請をすること ・ リース事業者は、リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分が還元されていること ・ リース契約について次のいずれかを満たすこと。また、それらがリース契約書等から確認できること ① リース期間が財産処分制限期間以上の契約となっていること(17ページ「Q5-4」参照) ② ①を満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていること
--

2. 申請について

(1) 申請手続きの流れ



- ※1 補助対象設備の設置をリースにより導入する場合は、リース事業者あてに補助金交付決定通知書・額確定通知書を送付します。
- ※2 補助金交付決定通知書・額確定通知書がお手元に届いたら、速やかに同封の「補助金交付請求書」に必要事項を記載し、提出期限(別途お知らせします)までに提出してください。
- ※3 振込通知は行いません。正しい金額が振込されているか通帳の記帳などにより確認してください。

(2) 提出方法

鎌ヶ谷市役所1階 環境課窓口を持ち込み【郵送可】

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1

受付時間: 午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

(3) 申請期間

令和8年1月29日(金)午後5時まで【郵送の場合は申請期間内に必着】

- ・すべての提出書類に不備・不足等がないことを市が確認できた時点で受付となります。
- ・申請は受付順で、設備別予算枠(補助予定件数)に達した時点で終了します。予算の範囲を超えた日に到着した申請書は抽選し、受け付けます。
- ・申請期間外や予算の範囲を超えた日以降に提出されたものは無効となります。

(4) その他の注意事項

● 申請にあたって

- ① 提出書類や記載内容はよく確認したうえで、チェックシートを活用して提出してください。書類の不足や記載事項の漏れ・誤りにより受理できない場合があります。
- ② 申請は原則として申請者本人が行ってください。ただし、「補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)」の提出で、申請を設備販売者等に代行させることができます。なお、申請手続きの代行を依頼したことによる事故等について、市は一切の責任を負いかねます。
- ③ 申請書は先着順に受け付け、書類審査のうえ、補助金交付の可否および補助金額を決定します。
- ④ 補助金交付請求時に必要な「補助金交付請求書」(第5号様式)は、補助金交付決定者に送付します。
- ⑤ 交付決定等にあたっては、現地調査を行う場合があるため、ご協力をお願いします。

● 補助金交付決定後

- ① 減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を経過するまでの間(17ページ「Q5-4」参照)は補助対象設備を処分することはできません。やむを得ない事情がある場合にはあらかじめご相談ください。
- ② 補助金の交付条件に違反したときは、交付した補助金の返還を求める場合があります。
- ③ 補助金交付後、市より、補助対象設備を設置した効果等についてアンケートにより状況をお尋ねすることがありますのでご協力をお願いします。

(5) 提出書類

○:必要 △:場合により必要

書類	記入例・ 注意事項等	集合住宅用 充電設備
① 補助金交付申請書(第1号様式・第1号様式の2)	8-9 ページ	○
② 補助金交付申請チェックシート	10 ページ	○
③ 補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	10 ページ	△
④ 既存のマンション等であることが確認できる書類	10 ページ	○
⑤ マンション管理組合の代表者であることが確認できる書類	10 ページ	○
⑥ 本人確認書類	10 ページ	○
⑦ マンション管理組合の登記事項証明書	10 ページ	△
⑧ 設備が補助対象であることがわかる書類	10 ページ	○
⑨ 未使用品であることが確認できる書類	10 ページ	○
⑩ 技術仕様が確認できる書類	11 ページ	△
⑪ 設置場所が確認できる図面	11 ページ	○
⑫ 支払いを証明する書類	11 ページ	○
⑬ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類	11 ページ	△
⑭ 経費の内訳が記載された書類	12 ページ	○
⑮ 設置状況が確認できる写真	13 ページ	○
⑯ 住民以外も利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真	13 ページ	△
⑰ クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を受けたことを確認できる書類	13 ページ	○
設備の導入をリースで行う場合		
⑱ リース契約書の写し	13 ページ	○
⑲ 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)	14 ページ	○
⑳ リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類	—	○
㉑ リース事業者の登記事項証明書	14 ページ	○

① 補助金交付申請書(第1号様式・第1号様式の2)

必要

設備の導入をリースで行う場合は第1号様式の2を提出してください。

● 補助金交付申請書記入例(第1号様式)

第1号様式(第5条関係)

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書

提出日を記入してください
(郵送の場合は発送日)

令和8年7月7日

鎌ケ谷市長

様

日中連絡の取れる電話番号を記入してください

〒273-0195

住所 鎌ケ谷市新鎌ケ谷2-6-1

フリガナ カマガヤ ジロウ
氏 名 鎌ケ谷 次郎

電話番号 047-123-4567

鎌ケ谷市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

設備及び 申請内訳 額(該当 する番 号に○印 を記入 してください。)	1	太陽光発電システム(. キロワット)		円
	2	燃料電池システム(エネファーム)		円
	3	リチウムイオン蓄電池システム		円
	4	窓の断熱改修		円
該当する番号に○印を してください。)	5	プラグインハイブリッド自動車		円
	7	V2H充放電設備		円
	8	集合住宅用充電設備	500,000	円
	申請額合計			500,000 円

該当する番号に○印をしてください

申請額を記入してください

補助対象経費の額ではありません

設置した建物の種別
(該当する番号に○印を
してください。)

- ① 既存の住宅に設置した。
2 住宅の新築に併せて設置した。
3 設備が設置された住宅を取得した。

合計金額を記入してください

着工日(自動車を除く)

令和8年 4月 1日

設置又は引き渡し完了日

令和8年 7月 1日

私の鎌ケ谷市における納税状況及び住民基本台帳の記録状況を調査しました。

☒ 同意します☐ 同意しません(該当)

※同意しない場合は、申請日の属する年度の前年度分の市税に係る本人分)を添付してください。

設置工事が完了した日を記入してください
16ページ「Q3-1」参照

いずれかにチェックをしてください

② 補助金交付申請チェックシート	必要
------------------	----

該当する項目にすべて✓印をいれて提出してください。

③ 補助金交付申請手続代行届出書(第6号様式)	場合により必要
-------------------------	---------

申請手続きを設備販売者等に代行させる方は提出してください。

④ 既存のマンション等であることが確認できる書類	必要
--------------------------	----

マンション等であることが明記されている書類の写しを提出してください。

・建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等

⑤ マンション管理組合の代表者であることが確認できる書類	必要
------------------------------	----

マンション管理組合の総会の議事録等(申請者が代表者として選定されたことがわかるもの)の写しを提出してください。

法人格をもつマンション管理組合またはマンション等の所有者が申請する場合は不要です。

⑥ 本人確認書類	必要
----------	----

申請者(マンション管理組合の代表者またはマンション等の所有者)の運転免許証、マイナンバーカード等の写しを提出してください。

法人格をもつマンション管理組合が申請する場合は不要です。

⑦ マンション管理組合の登記事項証明書	場合により必要
---------------------	---------

法人格をもつマンション管理組合が申請する場合は提出してください。

・現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書

⑧ 設備が補助対象であることがわかる書類	場合により必要
----------------------	---------

一覧から一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされていることがわかる部分を提出してください。必要ページのみ印刷し、マーカー等でわかりやすく印をつけてください。

・補助対象充電設備一覧(一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ) ▶▶▶



⑨ 未使用品であることが確認できる書類	必要
---------------------	----

16ページ「Q3-3」参照

メーカー発行の保証書、出荷証明書の写しを提出してください。

・購入日、メーカー名、品番等がすべて確認できるもの

⑩ 技術仕様が確認できる書類	場合により必要
----------------	---------

⑨の未使用品であることが確認できる書類に記載されていない項目がある場合は、カタログや仕様書等を提出してください。

・型式、形状、性能等の仕様が確認できるもの

2 設置場所が確認できる図面	必要
----------------	----

見取図に設置状況を図示したものを提出してください。

⑫ 支払いを証明する書類	必要
--------------	----

[15ページ「Q2-2」参照](#)

→所有権留保付きローンにより補助対象設備を設置した方は、⑬の全額支払いの手続きが完了していることが確認できる書類を提出してください。

→設備の導入をリースで行う場合は、⑱～㉑の書類を提出してください

⑬ 全額支払いの手続きが完了していることが確認できる確認書類	場合により必要
--------------------------------	---------

所有権留保付きローンにより補助対象設備を設置した方は提出してください。

・具体的な支払いスケジュールが明記されている契約書類等の写し

⑭ 経費の内訳が記載された書類

必要

補助対象経費※の内訳が明記されているものを提出してください。「工事費一式」ではお受けできません。

様式は問いませんが、参考様式2を使用していただいて構いません。

※補助対象経費には、消費税・地方消費税相当額・国等の補助金の額を含めないものとします。

● 内訳明細書記載例

各項目の金額等は必ず記入してください。(補助金対象経費の算定に要します。)

参考様式

申請者の氏名を記載してください

令和 8年 7月 7日

集合住宅用充電設備設置費用の内訳明細書

鎌ヶ谷 次郎 様邸における集合住宅用充電設備設置費用の内訳については下記のとおりです。

	項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額
(1)補助対象経費	設備本体購入費	〇〇〇社	XXXXXX	3	台	¥1,200,000	¥3,600,000
	計(1)						¥3,600,000

	項目	製造社名	型式・仕様	数量	単位	単価	金額
(2)補助対象外経費	工事費			1	式		¥ 180,000
	計(2)						¥ 180,000

小 計 (計(1)+計(2))	¥3,780,000
消 費 税	¥ 378,000
合 計	¥4,158,000

(3)国補助金 (基準額)	¥ 600,000
---------------	-----------

申請書の金額と一致することを確認してください。

補助申請金額	¥ 200,000
住民のみ利用可能とする場合 : (3)×1/3から千円未満の端数を切り捨てた額 (上限 50万円×基数 (口数)) ※国補助金を併用しない場合は、基準額の1/3から千円未満の端数を切り捨てた額 (上限 50万円×基数 (口数)) 住民以外も利用可能とする場合 : (3)×2/3から千円未満の端数を切り捨てた額 (上限100万円×基数 (口数))	

備

必要に応じて、項目を追加、削除してください。
(補助対象経費に含まれるか不明な費用がある場合は、事前にお問い合わせください)

会社名 株式会社〇〇〇〇
〒 XXX-XXXX
〇〇県〇〇市〇〇〇〇X-X-X
TEL XXX-XXX-XXXX
担当者 〇〇〇 〇〇

発行者(販売店)の情報を記載してください

⑮ 設置状況が確認できる写真	必要
----------------	----

補助対象設備の全体と型番号などが記載された銘板が確認できるものを提出してください。

⑯ 住民以外も利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真	場合により必要
---	---------

住民以外も利用可能な場合の補助を受けるときは提出してください。

- ・マンション等の敷地の外から撮影したもの
- ・案内板の内寸が400mm×400mm以上(国の補助制度で規定される大きさ)となっていることがわかるもの

⑰ クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を受けたことを確認できる書類	必要
---	----

一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した書類の写しを提出してください。

- ・交付申請書類一式
- ・当該申請に係る交付決定書類

変更申請している場合は、額の確定書類の写しを追加で提出してください。

住民のみ充電設備を利用可能とする場合で、クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金を併用しない場合は不要です。

設備の導入をリースで行う場合	
⑱ リース契約書の写し	必要

補助金額をリース料金から差し引いたリース料総額または補助金額をリース期間で除した月額リース料金(リースを受ける者から領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元すること)を確認します。リース契約書からこれらが確認できない場合は、①もしくは②の対応をお願いします。

①補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結する

②補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書をリース事業者およびリース先で締結のうえ提出する

設備の導入をリースで行う場合

⑱ 貸与料金の算定根拠明細書(第1号様式の2別紙)

必要

リース事業者が、リースを受けるものから領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元することを確認します。

● 貸与料金の算定根拠明細書記入例(第1号様式の2別紙) 設備の導入をリースで行う場合

第1号様式の2別紙(第5条関係)

貸与料金の算定根拠明細書

鎌ヶ谷市長 様

リース事業者 住 所 ▲▲県●●市××1-2-3
名 称 ●●●株式会社
代表者職・氏名 取締役社長 鎌ヶ谷 花子
電 話 番 号 000-0000-0000

リ ー ス 先 住 所 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1
氏 名 鎌ヶ谷 次郎
電 話 番 号 047-445-1227

補助事業で導入する設備については、次のとおりであることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金交付後も遵守することを誓約します。

対象設備	リース期間 (月数)	補助金額			リース料総額 ※前払金を含む、税抜き金額		
		鎌ヶ谷市 補助金(a)	国の補助金 (b)	合計(c) ((a)+(b))	補助金なし の場合(d)	補助金あり の場合(e)	差額(f) ((d)-(e))
集合住宅用 充電設備	84月	500,000 円	2,000,000 円	2,500,000 円	4,000,000 円	1,500,000 円	2,500,000 円

(注意事項)

- ・補助金ありの場合のリース料総額(e)又はこれをリース期間で除した月額リース料金が、リース契約書で確認できること。リース契約書から、これが確認できない場合は、補助金額をリース料金から差し引いてリース契約を再締結するか、補助金額確定後もしくは入金後に補助金額をリース料から減額し、月々のリース料へ反映することを明記した覚書等をリース事業者及びリース先で締結のうえ提出すること。
- ・補助金ありの場合となしの場合のリース料総額の差額(f)が、補助金額合計(c)以上であること。
- ・鎌ヶ谷市補助金の金額分は、月額リース料金を減額する形で貸与先に還元されること。リース契約とは別に貸与先に支払われる形は認められない。
- ・リース期間が財産処分制限期間より短い場合は、リース期間終了後にリース先が対象設備を購入する契約となっていること。

設備の導入をリースで行う場合

㉑ リース事業者の登記事項証明書

必要

リース事業者の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書を提出してください。

3. Q&A

(6) 補助制度全般について

Q1-1 すでに設置した設備が対象となりますか？申請時に設置中の設備も対象となりますか？	
A	申請の際には工事を完了している必要があるため、すでに設置した設備のみが対象です。
Q1-2 申請時にすでに設備を使用し始めていますがよいですか？	
A	「未使用品」とは、設置した設備が新品であることを指します。 申請時には設備を使用し始めていることが条件となっています。
Q1-3 申請書等の様式はこちらで作成してもよいですか？	
A	指定した様式を使用してください。 ただし、参考様式で示されている様式については、参考様式の内容が網羅されていれば、申請者が作成することができます。
Q1-4 手続き代行を依頼した場合、市からの通知は申請者と代行者、どちらに送られてきますか？	
A	申請者に送付します。
Q1-5 国の補助金を一緒に受けることはできますか？	
A	可能です。 ただし、本補助金の算定にあたっては、補助対象経費から国の補助金額を控除します。 なお、集合住宅用充電設備の設置にあたっては、国が実施する集合住宅用充電設備に係る補助金の交付決定通知を受けていることが条件となります。
Q1-6 過去に鎌ケ谷市の補助を受け、設備を設置しました。今回は別の種類の設備について申請しようと思いますが、可能ですか？	
A	可能です。 設備の種類が異なれば一度に複数の設備について申請することも可能です。

(7) 補助対象について

Q2-1 設置の工事はいつまでに終わらせなければなりませんか？	
A	申請日までに完了させることが条件になります。
Q2-2 ローンやクレジット契約で購入した場合、補助の対象ですか？	
A	クレジット契約による購入の場合は、販売店が発行する「クレジット払いによる支払いを証明する書類（支払証明書）」を発行できる場合は、対象となります。 所有権留保付きローンの場合は、「全額支払いの手続きが完了していることが確認できる（具体的な支払いスケジュールが明記されている）契約書類」の提出により対象となります。 リース契約の場合は、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類（領収書の写し等）の提出により対象となります。
Q2-3 ハウスメーカーのキャンペーン等により、設置に要した費用が0円となる場合、補助の対象ですか？	
A	対象外です。

(8) 補助金の申請について

Q3-1 設置完了日とはいつのことですか？	
A	工事が完了し、設備の使用を開始した日になります。
Q3-2 補助対象設備を2種類以上設置しようと考えていますが、設置日が異なります。どのように申請すればよいですか？	
A	すべての設備の設置が完了してからまとめて申請していただいても構いませんが、申請は予算の範囲で先着順に受け付けるため、設置が完了した設備から都度申請をしていただいた方が安全です。 なお、2種類以上の設備について申請する場合、「着工日」はそれぞれの設備の着工日を、「工事完了日」はすべての設備の設置が完了した日を記入してください。
Q3-3 保証書も出荷証明書も手元にありません。どのように申請すればよいですか？	
A	未使用品であることを確認できる書類として、保証書、出荷証明書以外に、出荷検査成績書（検査日の記載があるもの）も可とします。 なお、設備について設備本体の購入日、メーカー名、品番それぞれの項目が網羅されていることが必要です。もし保証書や出荷証明書等に設備本体の購入日、メーカー名、品番の項目が明記されていない場合は、併せてカタログや仕様書を提出してください。
Q3-4 内訳明細書は「工事費一式」の記載でもよいですか？	
A	「工事費一式」ではお受けできません。 内訳明細書については12ページを参考に作成してください。
Q3-5 補助金交付申請手続代行届出書を提出したいのですが、法人名は法人の支社でもよいですか？	
A	構いません。

(9) リースについて

Q4-1 リース契約の期間は何年でもよいですか？	
A	リース契約の期間が対象設備の財産処分制限期間以上であるか、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を購入する契約となっていることが必要です。
Q4-2 リース事業者の所在地が市外でも申請できますか？	
A	リース事業者は市外の住所でも申請可能です。
Q4-3 補助対象設備の導入をリースで行った場合、市からの通知は設置者とリース事業者、どちらに送られてきますか？	
A	リース事業者に送付します。

(10) その他

Q5-1 振込口座は、会社名義の口座でも構いませんか？	
A	申請者本人名義の口座に限ります。
Q5-2 いつ、振り込まれますか？	
A	市が請求書を受理してから、30日程度を見込んでください。

Q5-3 いつまでに請求書を提出すればいいですか？	
A	補助金交付決定者に別途お知らせする提出期限までに、環境課窓口に出してください。 (郵送可)
Q5-4 設置した設備はいつまで所有するべきですか？	
A	集合住宅用充電設備の財産処分制限期間は5年です。 5年が経過する前に設備を処分する場合は、別途申請が必要となりますので、あらかじめご相談ください。 なお、リース契約で導入した補助対象設備を上記期間内に手放した場合、上記期間満了日までの月数に相当する補助金額について返還の手続きが必要です。 申請は個人とリース事業者連名となり、補助金の返還者はリース事業者となります。
Q5-5 知りたい質問の回答がここにはありません。	
A	環境課までご相談ください。

4. お問い合わせ

鎌ヶ谷市 市民生活部 環境課 | 市役所1階

電話	047-445-1227	ファックス	047-445-1400
メール	ontai@city.kamagaya.chiba.jp		
受付時間	午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)		